

大和市告示第136号

エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業実施要綱を次のように定める。

令和5年7月25日

大和市長 古谷田 力

エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーの価格高騰の影響を受ける市内の中小企業者に対し、その事業における経営の安定を支援するため、予算の範囲内においてエネルギー価格高騰対策中小企業支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業に関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、次条に規定する補助の対象者による次に掲げる事業とする。

- (1) 省エネ診断（別に定める省エネルギーに係る診断をいう。以下同じ。）の受診
- (2) 省エネルギー化を目的とした機械、設備等の新たな導入又は既存の機械、設備等に係るオーバーホール等のメンテナンスの実施

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下単に「中小企業者」という。）であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）が所有している者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している者
 - ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
 - エ 政治活動又は宗教活動を目的とする者
 - オ 公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 市内に事業所を有し、かつ、第6条の規定による申請（以下「申請」という。）の時点において市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- (4) 令和4年1月から12月までの間に支払ったエネルギー料金（電気、ガス、原油、液化天然ガス、石炭等の事業の用途で使用するエネルギー（ガソリン等の自動車燃料を除く。）の料金

をいう。以下同じ。)の合計額が令和3年1月から12月までの間に支払ったエネルギー料金の合計額と比較して500,000円以上増加していること。この場合において、令和3年2月以降に事業を開始した場合は、当該支払ったエネルギー料金の合計額を別に定めるところによりその開始時期に応じて1年間分に換算した金額により比較するものとする。

(5) 申請の時点において、市内で事業を継続する意思を有していること。

(6) 個人事業主にあつては、主たる職業として当該事業を営んでいること。

(7) 本市の市税、国民健康保険税又は下水道使用料に滞納がないこと。ただし、滞納があつても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない。

(支援金の種類及び交付回数)

第4条 支援金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省エネ診断支援金(第2条第1号に掲げる補助事業を行った中小企業者に対して交付する支援金をいう。以下同じ。)

(2) 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金(第2条第2号に掲げる補助事業を行った中小企業者に対して交付する支援金をいう。以下同じ。)

2 省エネ診断支援金及び省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の交付は、対象の中小企業者1者につきそれぞれ1回とする。

(支援金の額)

第5条 省エネ診断支援金の額は、第2条第1号に掲げる補助事業に要した経費に相当する額とし、23,100円を上限とする。

2 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の額は、第2条第2号に掲げる補助事業に要した経費に相当する額とし、200,000円を上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額をこれに加算した額を上限とする。

(1) 中小企業診断士の支援を受けて経営行動計画を策定し、及び提出した中小企業者
100,000円

(2) 当該補助事業を市内の事業者に発注して行う中小企業者
50,000円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する中小企業者に対する省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の上限額は、1,000,000円とする。

(1) 令和4年1月から12月までの間に支払ったエネルギー料金の合計額が令和3年1月から12月までの間に支払ったエネルギー等料金の合計額と比較して1,000,000円以上増加していること。この場合において、令和3年2月以降に事業を開始した場合は、当該支払ったエネルギー料金の合計額を別に定めるところによりその開始時期に応じて1年間分に換算し

た金額により比較するものとする。

(2) 省エネ診断を受けていること。

(交付申請)

第6条 省エネ診断支援金に係る申請者は、別に定める申請期限までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) エネルギー価格高騰対策中小企業支援金交付申請書

(2) 誓約書

(3) 損失額確認表

(4) 第3条各号（第5号を除く。）に掲げる要件を満たすことが確認できる書類

(5) 省エネ診断の報告書の写し又はこれに類する書類

(6) 当該補助事業に係る費用の請求及び支払を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金に係る申請者は、別に定める申請期限までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第4号までに掲げる書類

(2) 設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書

(3) 前項第5号に掲げる書類（前条第3項に該当する場合に限る）

(4) 当該補助事業による省エネルギー効果の見込みが分かる書類

(5) 当該補助事業に係る見積書等その費用が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、その結果をエネルギー価格高騰対策中小企業支援金交付（不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた省エネ診断支援金に係る申請者は、請求書により市長に請求するものとする。

(省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の計画変更)

第8条 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金に係る補助事業者は、前条の規定により支援金の交付決定の通知を受けた後に、当該補助事業の計画を変更しようとするときは、速やかにエネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業計画変更承認申請書に変更内容が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が提出不要と認めるもの

については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果をエネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業計画変更承認（否認）通知書により当該変更申請をした者に通知するものとする。

（省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の完了報告及び請求）

第9条 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金に係る補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかにエネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、及び請求書により市長に請求するものとする。

(1) 当該補助事業に係る費用の請求及び支払の完了を証する書類

(2) 経営行動計画書（第5条第2項第1号に該当する場合に限る）

(3) その他市長が必要と認める書類

（経営継続義務）

第10条 支援金の交付を受けた補助事業者は、交付を受けた日から3年を経過するまでは、市内において経営を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた補助事業者に対し、補助事業について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

（様式）

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた支援金については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金交付申請書	第6条
第2号様式	誓約書	第6条
第3号様式	損失額確認表	第6条
第4号様式	設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書	第6条
第5号様式	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金交付（不交付）決定通知書	第7条
第6号様式	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業計画変更承認申請書	第8条
第7号様式	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業計画変更承認（否認）通知書	第8条
第8号様式	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業完了報告書	第9条
第9号様式	経営行動計画書	第9条